

# 令和4年度第65回福島県中学校体育大会 相撲大会要項

- 1 主 催 福島県中学校体育連盟 福島県教育委員会 会津若松市教育委員会  
福島県中学校長会 公益財団法人福島県スポーツ協会  
福島県相撲連盟
- 2 後 援 会津若松市
- 3 主 管 会津地区中学校体育連盟
- 4 期 日 令和4年7月25日(月)～26日(火)  
25日(月) 監督会 10:30～  
開始式 実施しない  
競 技 12:45～ 団体戦 予選リーグ  
個人戦 無差別の部  
26日(火) 競 技 9:30～ 団体戦 決勝トーナメント  
個人戦 各学年の部
- 5 会 場 あいづ相撲場  
(会津若松市門田町大字御山字村上164  
会津総合運動公園いこいの原っぱ内)
- 6 参加資格  
及び  
選手編成 (1) 福島県中学校体育連盟に加盟の学校に在学し、校長が参加を認めた者とする。  
(2) 参加については、オープン参加とする。  
(3) 団体戦は、1校1チーム(選手3名・交代2名)とする。  
(4) 個人戦は、各学年・無差別とも5名までとする。ただし、無差別の部については各学年の選手を兼ねることができる。
- 7 引率・監督 (1) 参加生徒の引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合は、所定の「部活動指導員確認書(校長承諾書)」に必要事項を記入し、参加申込と同時に提出する。なお、部活動指導員は当該校以外の引率及び依頼監督にはなれない。  
(2) 外部コーチについては校長が認めた者とし、所定の様式に従い「コーチ確認書」を参加申込と同時に提出する。ただし、当該校以外の中学校教職員・校長・部活動指導員の外部コーチとしての土俵だまり入りは認めない。  
(3) 本大会に出場するチーム・選手の引率、監督、部活動指導員、外部コーチ等は、運動部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部コーチ等は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。
- 8 競技規則 (1) (公財)日本相撲連盟の競技会規定・審判規定(審判規定補足を加える)による。

- (2) 競技の際は、各選手立礼を行う。
- (3) 団体戦では選手交代を2回まで（最大2名まで）行うことができる。
- (4) 競技の選手の服装は必ず試合用まわし及び校名ゼッケンを着用する。

- 9 競技方法
- (1) 団体戦においては、予選リーグ戦・決勝トーナメント戦とする。ただし、5チーム以下の場合はリーグ戦とする。なお、抽選は参加資格及び選手編成、競技の特殊性を配慮したオープン抽選とする。
  - (2) 個人戦の競技方法は、参加全選手によるトーナメント戦またはリーグ戦のいずれかとする。

- 10 表彰
- (1) 優勝チームには、優勝旗（持ち回り）を授与する。
  - (2) 団体戦の1位～3位に、賞状とメダルを授与する。
  - (3) 個人戦は、各学年・無差別の部とも1位～3位に、賞状とメダルを授与する。

- 11 参加料
- 1名 1,500円とする。  
（団体戦・個人戦ともに参加する選手については重複して納入しない。）

- 12 参加申込
- (1) 各学校は、参加申込書一式、参加料、参加記念章代、プログラム代を地区中体連専門委員長へ一括申し込む。
  - (2) 各地区中体連専門委員長は、各校からの申込書類ならびに現金を確認の上、県競技部事務局へ提出する。
  - (3) 県競技部事務局は、抽選会時に申込書類ならびに現金を集約する。

- 13 宿泊
- (1) 宿泊をしないと参加が困難な学校は、適切な危機管理対応（感染症・自然災害等）を確保するため、必ず大会事務局指定の業者に宿泊申込書をFAX送信して、申し込むこと。（指定外の宿泊施設の利用は認めない。）また、宿泊申込書の原本は参加申込書と一緒に当該競技の地区専門部委員長へ提出すること。
  - (3) 大会役員の配宿は、大会事務局で行い、競技役員の配宿は、各競技事務局で行う。
  - (4) 宿泊料金は、令和4年度福島県スポーツ団体標準宿泊料金による。

- 14 その他
- (1) プログラムは有料とし、1冊500円で販売する。
  - (2) 参加記念章は、1個350円で販売する。
  - (3) 東北大会への出場については、団体3位（4校）までの学校が出場権を得る。個人戦については、各学年の部5位（5人）までの入賞者が出場権を得る。
  - (4) 全国大会への出場については、団体は、本大会優勝校が出場権を得る。また、個人戦は、無差別の部3位（3人）までの入賞者が出場権を得る。
  - (5) 大会期間中の負傷・疾病については、応急処置のみ実施する。大会参加者は、健康保険証を持参することが望ましい。
  - (6) 参加者は、感染症（皮膚病等）感染予防に努めること。また、症状がある場合は、医師の診断を受け、参加の是非を判断すること。なお、監督会で報告するものとする。

- 15 連絡先
- 県専門部委員長 伊賀篤二（原町一中：0244-22-4144）  
開催地区専門委員長 滝澤豊弘（若松一中：0242-24-2277）